

■「テイクアウト」「デリバリー」ぐるなび対応ガイドライン

■「テイクアウト」「デリバリー」チェックボックス使用上のご注意

飲食物をテイクアウトやデリバリーで販売したり、インターネットや他の施設で販売する場合は、飲食店営業の営業許可以外の営業許可が必要になる場合があります。

必ず、**施設の所在地を所管する保健所** にご相談のうえ、ご利用をお願いいたします。

【飲食店営業の営業許可以外の営業許可が必要な例】

- ・菓子を製造し、持ち帰り(テイクアウト) ⇒ **菓子製造業**
- ・飲食店でめん類を製造し、持ち帰り(テイクアウト) ⇒ **めん類製造業**
- ・店で提供している酒類を、持ち帰りまたは配達 ⇒ **酒類販売業の免許**
- ・店で使用している鮮魚を販売 ⇒ **魚介類販売業**

■ 販売をする商品には、

食品表示法に従った表示をしなければなりませんのでご注意ください。

■ インターネットや電話での受注を受けて配達を行う場合には、通信販売に当たりますので、特定商取引法上の必要事項を表示する必要がありますのでご注意ください。

■ キャンセルや返品を受け付けない場合には、

その旨も必ずお客様にお伝えいただけますようお願いいたします。